

使 用 心 得

1. 利用許可時間を守ってください。
2. 収容人員は、使用する施設の所定人員を超えないでください。
3. 許可を受けないで、物品の展示またはこれに類する行為をしないでください。
4. 許可を受けないで、募金及び勧誘、印刷物の配布またはこれに類する行為をしないでください。
5. 所定以外の場所において喫煙、飲食、または火気を使用してはいけません。
6. 許可を受けないで、壁、柱等に張り紙、釘打ち等をしてはいけません。
7. 特別の設備を使用するときは、あらかじめ許可を受けなければいけません。
8. 施設の使用後は、直ちに整理整頓し、原状回復するとともに清掃に努めてください。
9. 利用許可を受けた設備機材以外のものは、無断で利用しないでください。
10. 許可を受けないで、物品の販売、預かりまたは宣伝、広告その他これに類する行為はしないでください。
11. 使用する権利を第3者に譲渡し、もしくは転貸し、または許可した目的以外に使用してはいけません。
12. 使用中にセンターの施設設備及び備品を損傷し、または滅失したときは、不可抗力であると認めるとき以外は、その損害を賠償しなければなりません。
13. 使用料は、以下に該当するとき以外は原則として還付しません。
 - ・ 使用者の責めに帰することができない理由により使用できなくなったとき。
 - ・ 公益上、市長の都合により、使用許可の取り消し、中止または制限もしくは変更したとき。
 - ・ その他、特別の事情があると認められるとき。
14. その他、職員の指示する事項を守り、センターの秩序を乱さないでください。